

事業所からのごみの出し方

事業所が排出できる **一般廃棄物** は、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。
排出ごみの中に **産業廃棄物** が含まれる場合には、受け入れをいたしません。

ただし、安達地方広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条の規定により、組合が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物《紙くず・木くず・繊維くず・ゴム製品くず(タイヤを除く。)・その他可燃性の固形物(プラスチック製品を除く。)・管理者が特に認めた不燃物で埋立処理を要するもの》については受け入れいたします。

(具体例)「木材加工場で発生した木くず」、「製紙工場で発生した紙くず」など

受け入れ出来るもの【事業活動に伴って発生する **一般廃棄物** の例】

- ① 事業所・商店から排出される紙くず、茶殻等の雑ごみ
- ② 飲食店・従業員食堂から排出される残飯、野菜屑
- ③ 卸小売業から排出される野菜屑、魚介類等
- ④ 雑誌・広告・その他資源となる紙類（裏面※1）
- ⑤ 天然繊維を使用した衣類・布類、繊維くず（裏面※2）
- ⑥ 事業所の敷地で発生した草木類（1日1回、350kgまでの受け入れとなります。）

受け入れ出来ないもの【事業活動に伴って発生する **産業廃棄物** の例】

- ① 事業所・商店から排出される**金属屑・プラスチック類・ゴム屑・ガラス・ガレキ類**等
- ② 事業所・商店から排出される**合成繊維**を使用した衣類・布類、繊維くず等
- ③ 農家から排出される**農機具・金属屑・プラスチック類・ゴム屑・ガラス・ガレキ類**等
- ④ **家電リサイクル品**（エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫など）
→ 小売店または収集業者に依頼 または 指定引き取り場所へ自己搬入
※業務用エアコンや冷蔵庫などは専門業者へ処分を依頼してください。
- ⑤ **PCリサイクル品**（パソコン本体・ディスプレイ（自作パソコンも含む））
→各パソコンメーカーに申込む（自作又はメーカー不明の場合は3R推進センターへ）
パソコンリサイクルについては、3R推進センター <http://www.pc3r.jp/>へ

*従業員が事業所内で飲食した弁当等のプラスチック製容器やペットボトル、空瓶・缶なども産業廃棄物に該当します。

＜事業所からごみを出す際には、以下の点にご注意ください。＞

ごみステーションには出せません

- 一般廃棄物は、**一般廃棄物収集運搬許可業者**へ依頼、もしくはもとみやクリーンセンターへ自己搬入し処理してください。
- 産業廃棄物は、**産業廃棄物収集運搬許可業者**へ依頼してください。

処理手数料が発生します

- 可燃・資源ごみ 130円/10kg
- あわせ産廃 260円/10kg
- 布団・畳 260円/10kg

専用の袋をご使用ください

- 家庭用の袋に入れてお持ち込みすることはできませんので、事業系専用袋をご使用ください。

※1 資源となるごみの種類

- 書籍
- 用紙類（コピー用紙含む）
- 教科書、説明書、辞典
- メモ帳
- 電話帳
- ポスター、カレンダー *
- トイレットペーパー・ラップ等の芯
- ファイル *
- パンフレット、カタログ
- ティッシュの空き箱 *
- 紙袋 *
- 紙製のケース（空き箱）
- タバコの空き箱 *
- 雑誌・週刊誌・マンガ本
- 食品・菓子類の空き箱
- ノート
- 封筒、はがき
- 包装用紙
- 飲料水（ビール等）の外装ケース

*紙類以外の金属・ビニール類は外して下さい。...

もとみやクリーンセンターに文書類用のシュレッダーを導入しております。

個人情報の保護や資源化を図るためにも、ぜひご利用されますようお願いいたします。

- 予約制になりますので、事前に必ずクリーンセンターへ電話予約してください。
(Tel: 0243-33-5499)
- ご利用は平日（月～金）のみとなります。（土曜日の午前中はご利用できません。）
- ご利用時間 **午前** 8時30分～11時30分 **午後** 1時00分～4時30分
- ホッチキス、とじひもなどの異物は取り除いてください。

○ 利用できる物 コピー用紙類

× 利用できないもの 感熱紙・カーボン紙またはカーボンコーティング紙

※2 天然繊維を使用した衣類・布類、繊維くずの例

- 綿、絹、羊毛（ウール100%）、動物の毛等を使用した衣類・布類、木綿糸、絹糸、またこれらの裁断くず等
- （ポリエステル、レーヨン、ナイロンなどの合成繊維品は産業廃棄物（廃プラスチック類）となるため、受け入れできません。）